

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 1 月 26 日 (金) 第 7 8 5 7 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (73・74) (森林保全課) . . . . . 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (75) (道路建設課) . . . . . 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (76) (治山砂防課) . . . . . 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第73号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字小谷日方433、433の9、字栃サコ441から444まで、447、字名引ウへ458の1、458の2、字立水461、462、464、465、466の1、467の1、468から483まで、485の1、486の1、字大谷487から492まで、492の1、493、494の1、495の1、496の1、497の1、498から501まで、503、504、505の1、506の1、字ハガサコ512、514、517から522まで、字梅ケナル上523から529まで、531、533、535から538まで、字南谷539、541から543まで、544の1、544の2、545、546の1、546の2、546の3、547から557まで、559から561まで、564から569まで、字喜当路577の1から577の3まで、577の5、577の6、577の8から577の10まで、字明ケナル578、578の1から578の4まで、字中谷583から589まで、589の1、590から593まで、595から601まで、字北谷602から604まで、604の2、605の1、606から610まで、610の1、611の1、612、616から622まで、623の1から623の3まで、625の1、626の1、627の1、627の2、628の1、628の2、字竹ノ元上エ629の1、629の2、631の1、631の2、632の1から632の4まで、633から637まで、字アゲサ651の1、652から655まで、656の1、656の3、656の4、657から659まで、660の1から660の3まで、661、662の1、662の4、字大サコ663の1、663の3、664、665の1、665の3、666の1、666の3、667の1、668、669、669の1、字小馬場瀬上ミ平672、673、673の1、674、675、675の1、676、字小馬場瀬市モ平677、678、681、682、684の1、687の1、687の3、字大馬場瀬上ミ平688、688の1、688の3、689の1、689の3、690の1、690の3、691の1、692、693、696から698まで、字大馬場瀬奥699から706まで、709から720まで、字大馬場瀬下モ平723から725まで、725の1から725の3まで、726

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第74号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平186から189まで、字黒川奥269、270、282、284、285の1、285の2、字黒川北平286、288、289、字坪谷奥507の1、507の2、508、509の1、509の2、510の1、510の2、字段原513、字上坪谷665、675、字坪谷897、908、大字三徳字菅原2、3の1から3の4まで、字尾谷頭16の1から16の6まで、字蛇谷頭52、55、字上段原頭176、177、字清水319の1から319の4まで、字清水頭323、325の1、326、327の1、328の1、328の2、字下向頭337の1から337の4まで、字鶯輪邸頭565、568、字鑪輪邸頭806、807、815、字成谷824の1、字神代頭826、827、字成空頭834、字海老谷頭938の1から938の3まで、939、940の1から940の4まで、字美德頭1010、1011の1から1011の8まで、字大瀬丸頭1182、字旗谷頭1258、字大谷頭1394、大字片柴字滝ノ奥1、2の1、6、8の1、8の2、9の1、9の2、10、11の1、11の2、字滝ノ尻21、22の1、22の2、字空田105の1、106、107、字奈良木192、193の1、193の8、194、195、196の2、197の1、199、200の1、200の5、200の6、201の1、202、字熊谷231の2、字山ノ神323、字木村奥350の1、350の2、351、352、字大谷1593、大字中津字巢ヶ谷481の2、482、大字俵原字丸山谷324、325

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第75号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 施行者の名称

米子市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・4・10号皆生温泉環状線

## 3 事業施行期間

平成13年4月3日から平成20年3月31日まで

(変更前 平成13年4月3日から平成19年3月31日まで)

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

### 鳥取県告示第 76 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

三山口地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市三山口字長田 125-1	1 号
鳥取市三山口字茶屋土居老 226-4	2 号
鳥取市三山口字茶屋土居老 226-1	3 号
鳥取市三山口字釜ヶ谷 173-1	4 号
鳥取市三山口字長田 154	5 号
鳥取市三山口字長田 154	6 号
鳥取市三山口字長田 149-2	7 号
鳥取市三山口字長田 892-1	8 号

## 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 9 日付鳥取県告示第 12 号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

砂川文五郎	八頭郡智頭町大字三田字大町 984
-------	-------------------

三杉産業株式会社	八頭郡智頭町大字三田字バンノキ 1066
玉木 汎子	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 5
山中 とみ	〃
玉木 文藏	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 6
玉木 房治	〃
山本 てい	〃
前川 辰藏	〃
谷村 源藏	〃
中谷 鐵藏	〃
萩原 みい	〃
萩原 完一	〃
萩原 兵吉	〃
萩原 豊	〃
萩原 勇吉	〃
萩原菊次郎	〃
白間 傳藏	〃
鷲尾 信吉	〃
服部 早苗	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 8
〃	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 9
〃	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 10
廣山 一己	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 32
萩原 睦男	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 41
玉木 久生	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 44
岡本早知枝	八頭郡智頭町大字三田字一ノ谷山 1091 の 48
市村美津江	〃
萩原貞登志	〃
白間 徳藏	八頭郡智頭町大字三田字祓谷 1096
〃	八頭郡智頭町大字三田字祓谷 1097
今倉源十郎	八頭郡智頭町大字横田字清水ヶ谷奥上 223
今倉 務次	八頭郡智頭町大字横田字本谷 245

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 売払物件の内容
  - (1) 売払物件の名称及び数量  
鳥取港野積場等に保管している廃船のエンジン 3 基
  - (2) 引渡期限  
平成 19 年 2 月 23 日（金）午後 5 時
  - (3) 引渡場所  
鳥取市港町 7 及び 13-1
  - (4) 引渡方法  
落札者が引渡場所において、廃船内にあるエンジンを取り外して搬出することとする。
  - (5) 入札方法  
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格  
この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成 19 年 1 月 26 日（金）から同年 2 月 8 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局  
鳥取県鳥取港湾事務所
- 4 入札手続等
  - (1) 問合せ先  
〒680-0906 鳥取市港町 8

鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

電話 0857-28-2432（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 1 月 26 日（金）から同年 2 月 1 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間交付する。

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 売払物件の下見

売払物件の下見を希望する者は、平成 19 年 2 月 5 日（月）までに(1)の間合せ先に連絡すること。

(5) 郵便等による入札

不可とする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 2 月 8 日（木）午後 1 時 30 分

鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 2 月 5 日（月）午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、会計規則第 112 条第 2 項第 6 号の規定により、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、契約締結後、引渡しを受ける日の前日までに売買代金の全額を納入しなければならない。ただし、会計規則第 111 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、買受人が代金を即納してその物件を引き取

るときは、契約書の作成を省略することができる。

(4) 引渡し

落札者は、当該売払物件を 1 の(2)の引渡期限までに 1 の(3)の引渡場所で確実に引き取らなければならない。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。